

四日市市建設工事等入札参加資格停止基準の一部改正について

1 一部改正の概要

措置基準及び措置期間を「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」に準拠するよう見直す。

<主な改正内容>

(1) 加重措置の適用方法の見直し

- ① 繰り返し独占禁止法違反行為等の行為をした場合の遡及期間を、最長10年から最長3年に変更する。
- ② 当初の資格停止措置より前に行われた行為については、加重措置の対象外とする。

(2) 贈賄、独占禁止法違反、公契約関係競売等妨害・談合の措置期間について、これまでの固定的な措置期間を見直し、幅のある措置期間に変更する。

(3) 独占禁止法違反において、課徴金減免制度の適用があった場合、措置期間を1/2とする運用を導入する。

(4) 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱との整合を図る。

2 適用時期

平成30年6月1日以降に資格停止措置を行う案件から適用する。

なお、この基準の施行の日に資格停止の終期が到来していない者について、当該資格停止を決定した時点で遡りこの基準を適用した場合に資格停止の期間が短縮される者については、この基準の施行の日に資格停止の期間を変更する、又は解除することとする。